

産業廃棄物監視・指導支援システム再構築調達支援業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 企画提案コンペの目的

現在、運用している産業廃棄物監視・指導支援システムは、平成19年度に開発を行い、平成20年度に運用を開始し、これまでほぼ開発当初のまま運用を続けてきました。

しかしながら、写真情報や位置情報を当該システムで管理できないことや検索機能が不十分であるといった機能的な問題を有するとともに、現況の情報セキュリティー上の課題、リモート業務の導入に対応するため、システムの再構築を検討しています。

再構築にあたっては、現行システムの現状把握や課題整理のための調査・分析・評価、最新の市場動向及び導入事例等の情報収集、各種システムの開発、調達、導入に関する高度で専門的な知識が必要であり、関連資料の作成と県に対する助言を行う調達支援業務について、専門的な知見を持つ委託者をコンペにより選定します。

2 委託業務の内容

- (1) 委託業務名 産業廃棄物監視・指導支援システム再構築調達支援業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から平成31年3月25日まで
- (3) 委託業務の内容 別添「業務委託仕様書」のとおり

3 委託上限額

6,035,040円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とします。

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 共同体での参加の不可とします。

5 企画提案コンペの実施方法

提案者は、6に定める企画提案資料を提出期限までに提出してください。

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を、別に設置する「産業廃棄物監視・指導支援システム再構築調達支援業務委託企画提案コンペ選定委員会」において審査を行い、総合的に評価して最優秀提案を選定します。なお、選定委員会において提案者によるプレゼンテーションを実施します。

- (1) 提出期限 平成30年6月6日(水)17時【必着】
- (2) 提出場所 〒514-8570 三重県津市広明町13番地三重県庁8階
三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物監視・指導課広域指導班
- (3) 提出方法 上記提出場所に持参又は郵送による送付
(電子メール又はFAXでの提出は不可)
- (4) 受理の確認
企画提案書を郵送で提出する場合は、提出期限までに廃棄物監視・指導課に到着
するよう投函し、電話にて廃棄物監視・指導課に書類受理の確認をしてください。
- (5) プレゼンテーション審査の実施
実施日時 平成30年6月14日(木)(予定)
プレゼンテーションは説明20分、質疑応答15分の計35分を予定しています。
また、プレゼンテーションの詳細は、事前に提案者へ、企画提案資料記載の連絡
先へファクシミリ又は電子メールにて連絡します。
- (6) 企画提案書の終了後の取扱い
提出された各企画提案資料の返還はいたしません。
- (7) 企画提案書の審査結果について
審査の結果は、最優秀提案者を決定した後、提案したすべての者に対して速やかに
通知します。

6 提出を求める企画提案資料の内容

下記の(1)~(5)を1セットとし、9部(正本1部、副本8部)提出してください。

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書(第1号様式)
 - (2) 企画提案書(目次、ページ番号を付すること)
原則A4版で、様式は自由とする(長辺側を綴じてください)。
なお、業務仕様書に記載されている内容は最低限実施するものであり、企画提案
書には、その内容をもとに可能な限り具体的な提案をまとめて提出してください。
最優秀提案を提案いただいた事業者とは、企画提案書に記載された内容をもとに、
協議のうえ委託契約を締結します。
- <企画提案書記載内容>

詳細仕様書「3 概要調査及び予算化のための課題整理・分析・提案」の詳細
概要調査、課題整理・分析・提案の内容について、具体的な手法とプロセス、及び得られる成果を記してください。

詳細仕様書「4 詳細調査、システム仕様書作成のための課題整理・分析・提案」の詳細

4.1及び4.2に示した詳細調査の具体的な手法とプロセスをご提案ください。あわせて4.2の から について、現時点での提案者の見解と対応方針を記述してください。

詳細仕様書「5.1 新システム導入に必要な予算要求支援」の詳細

新システム検討のための情報提供依頼（RFI）について、県との役割分担も含めてご提案ください。また、上記 、 を踏まえたうえで、予算要求資料作成の手法をご提案ください。

詳細仕様書「5.2 新システム導入のための調達仕様書作成支援」の詳細

調達仕様書作成の具体的な手法とプロセスをご提案ください。

業務仕様書及び詳細仕様書の他の項目を踏まえたうえで、上記 ~ を含めた内容で企画提案書を作成してください。

(3) 委託業務の執行体制

業務実施スケジュール(工程表)

業務実施体制

(4) 見積書

内訳がわかるように区分して作成してください。

(5) 参考資料

企画提案に関する有効な資料や提案事業者の概要及びパンフレット等。また、過去3年間に同様のコンサル業務に取り組んだ実績がある場合は、その内容を一覧表にするなど資料を必ず添付してください。

7 最優秀提案を選定するための評価基準

以下の項目により、総合的に評価して選定します。

(1) 目的性

提案内容が、委託目的と合致し、目的達成に効果が高い内容であるか。

(2) 計画性

実施体制、業務スケジュール及び工程管理は適切に計画されているか。

(3) 専門性

業務の実施に資する専門性や実績を有しているか。

(4) 意欲・創意工夫

業務の実施に対する意欲や新しい提案など独自の工夫がみられるか。

(5) 業務遂行

上記6(2) から の項目ごとの業務遂行にあたっての総合的な視点、姿勢、手法及びプロセスが適正なものとなっているか。

8 企画提案書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間

平成30年5月25日(金)正午 まで

(2) 質問の提出

質問は文書(書式自由、ただし規格はA4版)にて行うものとします。質問する場合は、項目16に記載の担当部局まで、持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。ファクシミリ、電子メールの場合は電話にて着信の確認を行ってください。

なお、質問文書には組織名その他、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記してください。

(3) 質問の内容

質問は、原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続的な事項に限るものとし、企画内容に関する照会にはお答えできませんのでご了承ください。

(4) 質問に対する回答

提出いただいた質問に対しては、電子メール、ファクシミリ、電話等のいずれかにより回答します。また、5月30日(水)までに本企画提案コンペ公告(本HP)にて掲載します。

9 委託契約締結に関する事項

(1) 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

最優秀提案者と契約条件及び業務実施内容を協議のうえ、委託契約を締結します。なお、最優秀提案者との契約締結時には、下記の納税証明書及び納税確認書が各1部必要になります。

消費税及び地方消費税についての「納税証明書(未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したもの)の写し

三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの)の写し

(2) 契約方法に関する事項

契約条項は、三重県環境生活部において示します。

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更

生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則（平成18年6月16日三重県規則第69号、以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときは除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

契約は、三重県環境生活部において行います。

10 監督及び検査

監督及び検査については、契約条項の定めるところによります。また、履行確認は、委託業務完了後において別途指示する日時において実施します。

11 委託料の支払い

委託料の支払いは、委託業務終了後の検査で合格した後に支払うこととします。

12 見積及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

13 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

14 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等によ

る不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

断固として不当介入を拒否すること。

警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

発注所属に報告すること。

契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が(1) 又は の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

15 その他

- (1) 企画提案に要する費用の負担

提案者の負担とします。

- (2) その他特記事項

応募書類等に記載された個人情報については、当業務委託の目的以外の目的で使用することはありません。

提出いただいた提案資料については「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となります。

契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。

委託業務の実施にあたっては、実施内容を三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物監視・指導課と協議しながら進めるものとし、必要に応じて業務打ち合わせを行うものとします。

その他必要な事項は、「三重県会計規則」の規定によるものとします。

本仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度協議のうえ決定することとします。

16 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物監視・指導課広域指導班 担当：森田、中山

TEL：059-224-2388 FAX：059-222-8136

E-mail：kanshi@pref.mie.jp